

ID: 156

担当部署: 産業課

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	高根沢町土づくりセンターの設置及び管理に関する条例 第4条第1項(第6条第2項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成12年条例第1号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第4条の規定による。 (施設の利用)</p> <p>第4条 土づくりセンターを利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げる者を除き、利用の都度町長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 高根沢町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和60年高根沢町条例第16号)第12条の許可を受けた者のうち町長が土づくりセンターの利用を許可した者</p> <p>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条の規定により知事の許可を受けた者のうち町長が土づくりセンターの利用を許可した者</p> <p>(3) 前2号に規定するもののほか、町長が特に土づくりセンターの利用を許可した者</p> <p>2 町長は、土づくりセンターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日